

明治屋シンガポール 長野フェア 参加事業者募集要項

1 開催期間 平成 29 年 10 月 18 日（水）から 10 月 29 日（日）までの 12 日間

2 開催場所等

MEIDI-YA SINGAPORE SUPERMARKET (明治屋シンガポール)

所在地 117 river valley road #b1-50 liang court shopping centre Singapore 179030

電話 +65 63391111 FAX +65 63391112

URL <http://www.meidi-ya.com.sg/>

3 概要

明治屋シンガポールの「長野フェア」は、MEIDI-YA SINGAPORE CO (PTE) LTD (以下、明治屋という)が主催する店頭物産催事。明治屋は店頭の特設会場に、長野県の農産物及び加工食品を陳列し販売を行う。参加事業者は、期間中に明治屋店頭で自社商品の説明、宣伝のための PR 活動及びマーケットリサーチを行う。明治屋シンガポールは、本年 9 月まで店内を改装中。10 月の長野フェアは、新装された店内のイベント会場で実施される予定。

4 参加事業者及び対象商品

(1) 募集対象事業者

・次の条件をすべて満たす者。

- ① 長野県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であって、加工食品の製造（委託製造等を含む。）を行う者であること。（農産物は別途明治屋が仕入れるため。）
- ② フェア開催のために明治屋が仕入れる商品を確実に納入できること。
- ③ 原則として、開催期間中の全部又は一部の日に、来店者に対し自社商品を PR（食べ方や調理方法の説明を含む）し、マーケットリサーチを行う社員を現地に派遣できること。

(2) 対象商品

・長野県産の日本酒、その他の加工食品で次の条件を満たすもの。

- ① 自社で製造した加工食品又は、委託製造で製造した加工食品であること。
- ② 製造者又は販売者（委託製造等の場合）として、自社名が商品に明記されていること。
- ③ 制度上（食品輸出規制等）、シンガポールへ輸出可能な品目であること。

(3) 参加事業者の選定

当センターが明治屋に応募者の企業情報及び商品情報を提供し、明治屋が参加事業者及び商品を選定する。

5 応募方法

(1) 参加希望者は、「参加申込書」（別紙 1）及び「FCP 展示会・商談会シート」（別紙 2）を作成し、5 月 25 日（木）までに、長野県中小企業振興センター（以下「センター」という。）へ電子メールで申し込む。

・申込先メールアドレス hanro@icon-nagano.or.jp

(2) 参加申込書には、企業情報のほか、開催期間中に社員が店頭で PR 活動等を行うことができる期日を記入する。(開催期間 12 日間のうち、少なくともどちらかの週末にかかる日程で店頭活動等ができることが望ましい。)

(3) 「FCP 展示会・商談会シート」には、明治屋に納入したい商品を最大 5 点まで記入する。

なお、希望小売価格は通常の日本国内での希望小売価格を記入すること。

6 事前商談会の開催

当センターは、明治屋と長野フェア参加希望事業者との事前商談会を開催する。商談会に参加する事業者は明治屋によって選定される。

(1) 開催日 6 月 12 日 (月) 及び 13 日 (火)

(2) 場所 長野県工業技術総合センター 食品技術部門 しあわせ信州食品開発センター
長野市栗田 205-1 電話 026-227-3131 (代表)

(3) 明治屋の参加予定者

明治屋 担当役員及び長野フェア担当バイヤーの計 2 名

7 その他

(1) 明治屋に商品を納入するための取引条件 (取引価格、納入量、輸送方法、輸送費の負担等) は、明治屋又は明治屋指定の商社と参加事業者が直接取り決める。

(2) 参加事業者は、事前商談会に要する経費 (交通費、サンプル提供費用等) 及び店頭での PR 活動を行うために必要な経費 (交通費、宿泊代、現地でのマネキン手配の費用等) を全額負担する。

(3) センターは、「長野フェア」開催のための広告宣伝費 (各社の店頭での PR 活動経費を除く、参加企業の商品の広告宣伝に要する費用) の一部を負担する。

(4) 参加事業者と、明治屋又は明治屋指定の商社との間で、手続き・取引に関して万一トラブルや損害が発生した場合でも、長野県及びセンターは一切責任を負わない。